

# 浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号  
アメレックスビル5階  
Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741  
URL <http://www.hamahira.com>

# News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

## 新年明けましておめでとうございます 今年もよろしくお願ひいたします

### 平成19年度税制改正大綱を決定

与党は、平成19年度の税制改正の内容を決定し、「平成19年度税制改正大綱」を取りまとめて公表しました。今回はその取りまとめ内容のうち、いくつかピックアップして紹介します。

#### 【減価償却制度の見直し】

☆償却可能限度額の撤廃

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、現行95%の償却可能限度額が撤廃されます。この改正に係り、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額に到達後5年間で均等償却が行われることとなりました。

☆新規取得資産は法定耐用年数内で100%償却

平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産については、備忘価額1円まで償却できるように現行10%の残存割合を廃止し、定額法の償却率(1/耐用年数)を2.5倍した率を償却率とする定率法により償却率を計算します。そして、この償却費が一定の金額を下回るときに償却方法を定率法から定額法に切り替えて、備忘価額まで償却される方法が導入されます。

#### 【特定同族会社の留保金課税の見直し】

資本金または出資金の額が1億円以下の中小特定同族会社については、留保金課税の適用対象から除

外することになります。

#### 【特殊支配同族会社関連】

特殊支配同族会社の役員給与の損金不参入制度を見直し、平成19年4月1日以後に開始する事業年度から、現行800万円の適用除外基準である基準所得金額を1600万円に引き上げます。

#### 【役員給与の取扱いの明確化】

☆定期同額給与の明確化

職務上の地位の変更等により改定がされた定期同額の役員給与についても、損金の額に参入されることを明確化します。

☆事前確定届出給与の届出期限

事前確定届出給与の届出期限を、役員給与にかかる定めに関する決議をする株主総会等の日から1月を経過する日とし、その日が会計期間開始の日から4月を経過する日後である場合には、4月を経過する日を届出期限とします。

#### 【上場株式等の譲渡益・配当の優遇税率】

上場株式当の配当及び譲渡益に係る10%の軽減税率は、その適用期限を1年延長して廃止し、証券市場の状況等を検討の上、平成21年度からは新たな制度の導入を目指すこととされました。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                          |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 1. 12月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....1月10日           |
| 2. 7~12月分源泉所得税の納付                    | 納付期限.....1月10日(特例は1月22日) |
| 3. 11月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....1月31日           |
| 4. 5月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....1月31日           |
| 5. 2月・5月・8月決算法人の消費税中間申告              | 申告期限.....1月31日           |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号  
 アメレックスビル5階  
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741  
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

## News

### 新しい減価償却方法、2.5倍定率法とは？

平成19年度税制改正で減価償却制度が見直され、現在10%に設定されている残存価額と、95%までとされる償却可能限度額が廃止されます。これにより、取得価額のうち、備忘価額1円を除く全額について減価償却することが可能になります。

現行の償却率は、残存価額を除いた取得価額（取得価額の90%）を償却することを前提に設定されています。このため、残存価額が廃止されると毎年の償却額は大きくなりますが、特に定率法では初年度の償却額が極端に大きくなってしまいます。そこで登場したのが、「2.5倍定率法」という新しい減価償却方法です。

これは、定額法の償却率（ $=1/\text{耐用年数}$ ）を2.5倍した率を定率法の償却率として採用するもので、2.5倍定率法による償却額が一定金額を下回った後は、定額法による償却率に切り替えて備忘価額の1円まで償却を行うこととなります。この「一定金額」とは、耐用年数から経過年数を控除した期間内に、その時の帳簿価額を均等償却すると仮定して計算した金額とされます。

### 平成19年4月1日以後に取得する減価償却資産

- ①残存価額は廃止
- ②定率法の償却率を「定額法の償却率 $\times 2.5$ 」となる
- ③償却可能限度額を廃止し、耐用年数の経過時点に1円（備忘価額）まで償却可能
- ④定率法を採用した場合には、耐用年数から経過年数を控除した期間内にそのときの帳簿価額を均等償却すると仮定した金額を下回る場合に、定率法を定額法に切り替えて計算する

⑤定額法では「取得価額 $\times 1/\text{耐用年数}$ 」が毎期の償却限度額

### 平成19年3月31日以前に取得する減価償却資産

- ①現行どおりに減価償却する
- ②償却可能限度額まで償却した減価償却資産は、事業年度等の翌事業年度以後5年間で均等償却（備忘価額1円を除く）することができる

**例題：平成19年4月1日に取得価額1000万円、耐用年数10年の有形固定資産を購入、定率法で減価償却する場合について考えてみます。（千円以下は四捨五入）**

#### 1年目の減価償却

- (イ)  $1000\text{万円} \times 0.25 = 250\text{万円}$
- (ロ)  $1000\text{万円} \times 1/10 = 100\text{万円}$
- (イ) > (ロ) により、1年目の減価償却限度額は250万円になります。

これを繰り返して行くと、8年目の減価償却額を計算するとき、(イ)と(ロ)が逆転します。

#### 8年目の減価償却（期首残存価額133万円）

- (イ)  $133\text{万円} \times 0.25 = 33\text{万円}$
- (ロ)  $133\text{万円} \times 1/3 = 44\text{万円}$
- (イ) < (ロ) により8年目の減価償却限度額は44万円になります。

なお、9年目、10年目は定額法に切り替えていますので減価償却限度額は44万円になります。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 1月分源泉所得税の納付                       | 納付期限.....2月13日 |
| 2. 12月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....2月28日 |
| 3. 6月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....2月28日 |
| 4. 3月・6月・9月決算法人の消費税中間申告              | 申告期限.....2月28日 |

# 浜平税理士事務所

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号  
 アメレックスビル5階  
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741  
 URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 平成19年度税制改正と保険料控除

2月16日より平成18年分の所得税の確定申告期を迎えました。平成18年度税制改正では、損害保険料控除を改組し、19年分所得税から地震保険料控除に移行されることとなったため、現在の損害保険料控除制度は今回の申告分が最後の適用となります。

ところで、所得税の保険料控除制度は、その年中に支払った保険料に対する一定額を、所得の金額から差し引くことができる所得控除制度ですが、全ての保険料が控除の対象となるわけではなく、生命保険の場合は①保険期間が5年未満の契約の貯蓄保険等や、②外国生命保険会社等と国外において締結したものの、③一定の傷害保険契約などは、保険料控除の対象外とされているので注意したいところです。

保険料控除の対象外となるもののうち、②の外国生命保険会社等と国外において締結した保険契約に対する保険料を支払っているケースは少ないものと考えられるところですが、平成19年度税制改正で、この保険料が所得税の対象に含まれることとなるのではないかと期待する向きも一部では見られるようです。

というのも、平成19年度税制改正で、相続または遺贈により取得したものとみなして相続税を課税する保険金の範囲に「日本で販売の免許等を受けていない、外国の保険業者と締結された生命保険契約または損害保険契約に係る保険金」が加えることとされたためです。

しかし実際には、相続または遺贈により取得したものとみなす保険金に海外の保険金も含まれることとなったのは、海外の保険商品が租税回避等に利用

されていたケースがみられたためであり、そもそも相続税等の取扱いと所得税の保険料控除制度は別物であることから、平成19年度税制改正で、相続税等の改正にあわせて所得税の保険料控除対象の取扱いが改められることはないようです。

つまり、平成19年度改正後も現行の規定どおり、海外の保険会社と国外において締結した保険料は、保険料控除の対象外となります。

### 兼業による所得の帰属

インターネットビジネス全盛の世の中には、2つ以上の収入源を持つ世帯は意外と多い。例えば、夫がサラリーマンとして給与所得を得ている一方、自宅でインターネットを使ってホームページ上でちょっとした事業を営み、こちらからも所得を得ているようなケースがあります。

このような場合、累進課税という所得税の仕組み上、給与所得以外の所得の帰属が誰になるのかによって所得税額は大きく変わってきます。昼間は夫が会社に行っているため、副業の方は妻が回しているというようなケースが考えられますが、だからといって、副業から得られる所得(事業所得)が直ちに妻だけのものになるかというところは限りません。

例えば事業の運営、経営方針の決定について夫が支配的な影響力を有していたり、実際、事業に要する資金調達を夫が行っていたりとなれば、事業所得の一部は夫にも帰属させる必要が出てくるでしょう。事業所得がアルバイト程度のものであれば、それほど問題はないでしょうが、一定規模以上になれば、安易な所得の帰属は税務署にチェックされる可能性が高いです。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 個人の所得税及び贈与税の確定申告                 | 申告期限.....3月15日 |
| 2. 個人の消費税の確定申告                      | 申告期限.....4月2日  |
| 3. 2月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....3月12日 |
| 4. 1月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月2日  |
| 5. 7月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....4月2日  |
| 6. 4月・7月・10月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....4月2日  |

# 浜平税理士事務所

## News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号  
 アメレックスビル5階  
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741  
 URL <http://www.hamahira.com>  
 編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 19年3月から健康保険に係る標準報酬月額の上下限が拡大

健康保険法の改正により、平成19年4月から、健康保険に係る「標準報酬月額」の上限・下限が拡大されます。また「標準賞与額」については、上限が改定されます。

既に、社会保険事務所や健康保険組合からの連絡等で周知がなされているものと思われませんが、給与計算ソフトの更新等が適用されているか等、給与計算の担当者は、今一度確認してください。

具体的には、まず、標準報酬月額については、現行1～39等級で、上限98万円、下限9万8千円が、1～47等級で、上限121万円、下限5万8千円とされました。

また、標準賞与額については、従来支給1回当たり200万円とされていた上限額が、年度(毎年4/1～翌年3/31)の累計額で540万円とされます。

なお、標準報酬月額は、年金保険料の計算にも使用しますが、今回の上下限の改正は、健康保険料についてのみとなっています。詳しくは、社会保険事務所や健保組合が配布している「平成19年4月分からの健康保険・厚生年金保険料額表」等で確認をお願いいたします。

### 減価償却制度の見直しは所得税でも

平成19年度の税制改正では、減価償却制度について、残存価額、償却可能限度額の廃止、250%定率法の導入等により、耐用年数経過時点で備忘価額1円までの償却を可能とする改正が行われます。

この点、具体的な取扱いについては政省令で対応することになりますが、既に国会に提出されている税制改正法案

でも、法人税法第31条の改正が盛り込まれているところ

です。  
 一方、減価償却制度は、所得税の計算においても、必要経費の一つとして規定されており、今回の制度見直しは、所得税の実務にも影響を与えることとなりますが、法人税に係る減価償却制度が各事業年度の償却限度額、すなわち、損金算入限度額を計算するための定めであるのに対し、所得税では、減価償却費は限度額計算ではなく、必要経費の実額の計算を規定していることとなります。つまり、減価償却は、法人税では**任意**、所得税では**強制**ということになる点に注意してください。

### 会社法と法人税法における事業年度の関係

会社法においては、会社は事業年度の意義や定義を直接に定めた規定はありません。また、基本的に事業年度期間は1年を超えることはできませんが、事業年度の末日を変更する際、変更後の最初の事業年度については最長1年6ヶ月でよいことになっています。

これに対し法人税法上の事業年度である会計期間は、1年を超えることはできません。法令で定める会計期間であってもそれが1年を超える場合には、その期間をその開始の日以後1年ごとに区分した各期間(最後に1年未満の期間が生じたときは、その1年未満の期間)が事業年度となります。

よって、事業年度を変更した場合であっても、法人税法上は1年6ヶ月という事業年度は認められず、1年と6ヶ月の2事業年度ということになります。

## ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 申告所得税の振替納付                       | 振替日.....4月20日  |
| 2. 3月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....4月10日 |
| 3. 2月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月1日  |
| 4. 8月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月1日  |
| 5. 5月・8月・11月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....5月1日  |

# 浜平税理士事務所

## News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号  
 アメレックスビル5階  
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741  
 URL <http://www.hamahira.com>  
 編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### バリアフリー税制 所得税、固定資産税ダブルで優遇へ

居住用住宅での高齢者の事故が多発しているなか「一定のバリアフリー改修工事」を行い、その家屋を19年4月1日以後に居住の用に供した場合、そのバリアフリー改修工事等に充てるために借り入れた住宅借入金等の年末残高の一定割合を、5年間所得税額から税額控除できるようになります。

改修工事に係る借入金等の年末残高1千万円を限度とし、改修工事に係る費用相当部分(200万円を限度)については控除率2%、改修工事以外の工事費用相当部分については1%控除します。例えば、200万円×2%+800万円×1%=12万円が年間の最高控除額となり、最大5年間(12万円×5年)で60万円の税額控除が可能になります。

ただし、(1)廊下の拡幅、(2)階段の勾配の緩和、(3)浴室改良、(4)便所改良、(5)手すりの設置、(6)屋内の段差の解消、(7)引き戸への取替え工事、(8)床表面の滑り止め化などに該当する工事で、その工事費用の合計額が30万円を超えるものに限定されます。

一方で、地方税についても4月1日から特例が設けられました。一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅については、改修工事が完了した翌年度分の固定資産税が3分の1減額されます。ただし、補助金などを除く自己負担分が30万円以上で、100平方メートル相当分までが限度になっています。

### 19年改正政令 相続税精算課税制度に係る自社株特例の細目が明らかに

平成19年度税制改正では、相続税の精算課税制度について、取引相場のない株式等の贈与に関する特例が設けられているが、施行令の公表によって、その細目が明らかと

なりました。

この特例は、親(贈与者)から贈与を受けた取引相場のない株式等について、相続時精算課税制度に係る贈与者年齢要件を、本則の65歳以上から、60歳以上に引き下げるとともに、控除額(贈与時の非課税枠)について、本則の2,500万円に500万円を上乗せするものです。

要件としては、その株式等の贈与が、いわゆる事業承継のために行われるものであることが必要であり、具体的には、対象となる会社の発行済株式等の総額が相続税評価額ベースで20億円未満であること、また、特例の選択時から4年を経過した時点で、受贈者が会社の発行済株式等の総数の50%超、かつ、議決権の50%超を有していること、受贈者が会社の代表者として会社の経営に従事していること、とされています。

### 平成19年度改正に対応した法人税申告書別表が明らかに

例年、税制改正に対応した新しい法人税申告書別表については、3月末の法律の公布とは別に財務省令の改正によって行われていますが、本年も「法人税法施行規則の一部を改正する省令」により、新様式が明らかとなりました。

このうち、本年度改正で注目の減価償却制度に係る新様式では、旧定額法と定額法、旧定率法と定率法、旧生産高比例法と生産高比例法について、同一の明細書で申告を行えるよう改正が行われているほか(別表16(1)~(3))、リース取引が平成20年4月1日以後の契約から売買取引とされることに伴い、リース期間定額法に係る明細書が新設されていますが(別表16(4))、同表は、旧国外リース期間定額法、旧リース期間定額法に係る明細書も兼ねています。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 4月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....5月10日 |
| 2. 3月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 3. 9月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....5月31日 |
| 4. 6月・9月・12月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....5月31日 |

# 浜平税理士事務所

## News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号  
 アメレックスビル5階  
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741  
 URL <http://www.hamahira.com>  
 編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 住民税率は一律10%に、所得税率は5%~40%の6段階に

既に周知の通り、真の地方分権を推進し、地方自治の確立を図るための「三位一体の改革」については、「平成17年度の税制改正大綱」において、「三位一体改革の一環として、平成18年度税制改正においては、所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施」することが明らかとなりました。これを受けて18年の改正で、所得税から個人住民税への3兆円規模の本格的な税源移譲が実施されます。この税源移譲にあたっては、所得税及び個人住民税の役割分担を明確化するとともに、全ての納税者の負担が増えないように最大限の配慮がされます。

具体的には、所得税においては所得再分配機能、個人住民税においては応益性や偏在度の縮小といった観点を重視し、個人住民税の所得割を一律10%とする比例税率化(フラット化)が行われます。これに対応して、所得税については最低税率を5%に引き下げ、最高税率を40%にした上で、現行の4段階から6段階の税率構造に改正されます。また、道府県民税と市町村民税の税率については、国庫補助負担金改革における都道府県と市町村への影響額を基本としつつ、基礎自治体である市町村の果たす役割にも留意し、道府県民税が4%、市町村民税が6%とされます。

この改正により、税率構造が全面的に改められますが、あくまでも、国から地方への税源移譲が目的とされていますので、個々の納税者の支払う

所得税と個人住民税との合計額に増減を伴うものではありません。しかし、個人住民税が一律10%にフラット化されることにより負担増となる層が生じたり、住宅ローン控除の適用者の中には控除される所得税が減少したりする者も生じてくることから、それらの場合については個人住民税で減額措置が講じられます。

#### ※所得税率および住民税率

課税総所得金額(A)	所得税額の速算式	住民税額
195万以下	A × 5%	一律10%  人的控除の差を考慮した軽減措置を実施
195万超え 330万以下	A × 10% - 97,500円	
330万超え 695万以下	A × 20% - 427,500円	
695万超え 900万以下	A × 23% - 636,000円	
900万超え 1,800万以下	A × 33% - 1,536,000円	
1,800万超え	A × 40% - 2,796,000円	

#### ※適用期日

所得税率については、平成19年分以後の所得税について適用され、個人住民税率については、平成19年度(18年度の収入に対する)分以後の個人住民税から適用されます。

平成19年1月1日以後に支払うべき給与等については、今回の改正で設けられる新たな税額表等で源泉徴収を行います。また、同日以後に支払うべき公的年金等について特定公的年金等に係る源泉徴収税率が5%(現行10%)に引き下げられます。一方、個人住民税は、平成19年6月から特別徴収される金額が変わります。(退職所得に係る特別徴収税額表は廃止されます。)

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 5月分源泉所得税の納付                       | 納付期限.....6月11日 |
| 2. 4月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....7月2日  |
| 3. 10月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....7月2日  |
| 4. 7月・10月・1月決算法人の消費税中間申告             | 申告期限.....7月2日  |

# 浜平税理士事務所

## News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号  
 アメレックスビル5階  
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741  
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 所得税の予定納税(第1期分)の納期は7月

所得税の予定納税第1期分の納期は7月1日から7月31日までの1ヵ月間です。予定納税が必要な納税者には、6月中旬に税務署から「予定納税額の通知書」が送付され、この通知書に記載された第1期分の金額が納税額となります。予定納税額やその計算の詳細は同通知書に記載されています。

ところで、予定納税とは、前年分の所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めるものですが、一定の状況下においては、予定納税額の減額を申請できます。

予定納税額の通知を受けている納税者のうち、廃業や休業、業績不振、災害などにより、6月30日現在の状況で、平成19年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税額の減額を求める手続きの事です。

減額申請をする場合は、第1期分及び第2期分の減額申請については、その年の7月1日から7月15日までに「予定納税額の減額申請書」を税務署に提出する必要があります。提出期限が土日祝日等に当たる場合は、これらの日の翌日が期限となるので、今年の場合は7月17日が提出期限となります。税務署では、その申請について、承認、一部承認または却下のいずれかを決定し、その結果を書面で通知することになっています。

なお、予定納税の納付に振替納税を利用している場合は、7月31日が振替日(納期限)となるので、納期限前日までに口座の残高を確認する必要があります。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |  |                |
|--|----------------|
| 1. 6月分(納期の特例申請書を提出している場合は1月~6月分)源泉所得税の納付 | 納付期限.....7月10日 |
| 2. 5月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)      | 申告期限.....7月31日 |
| 3. 11月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)     | 申告期限.....7月31日 |
| 4. 8月・11月・2月決算法人の消費税中間申告                 | 申告期限.....7月31日 |

### 手形もペーパーレス化で印紙税収減に

電子手形の発行を可能とする「電子記録債権法案」が、今国会に提出され、6月20日に成立しました。

電子記録債権とは、現行の手形や指名債権(売掛債権)とは別に、電子的に債権情報を記録することによって、権利を発生させたり譲渡できたりする新たな債権。手形の場合は現物(紙)の管理や印紙税コストが、指名債権の場合は権利を譲渡する際の債務者への通知・承諾などの手続きが煩雑などの指摘がありました。

手形に対する印紙税額は、印紙税法別表第一の3号文書に規定されており、記載金額により、10万円超100万円以下の200円から10億円超の20万円までの14段階に分かれています。10万円未満は非課税。電子手形が実現すれば印紙税はかからなくなります。

すでに上場株券の電子化法が平成16年6月に公布されており、施行日は確定していませんが、実務界では平成21年1月を実施目標日として準備を進めています。株券に続き手形もペーパーレス化され、施行日も重なりそうで、印紙税収に影響が出ます。ネット社会が定着していく中、紙を前提とした印紙税の対象は減る運命にあります。

### お知らせ

**当事務所は8月12日(日)に日本橋へ事務所を移転いたします。(TEL、FAX番号は未定です)**

**今後ともよろしくお願いたします。**

**〒103-0012**

**東京都中央区日本橋堀留町1-2-16**

**瀧田ビル5階**

**詳細は次回にてお知らせいたします。**

# 浜平税理士事務所

## News

発行 東京都港区麻布台3丁目5番7号  
 アメレックスビル5階  
 Tel 03-3589-2121 Fax 03-3589-4741  
 URL <http://www.hamahira.com>

編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 中企庁、19年度版「上手に使おう中小企業税制」を発刊

中小企業庁ではこのほど、中小企業経営者等から好評を得ている『上手に使おう中小企業税制』の平成19年度版を発刊しました。この冊子は、その年の税制改正を盛り込み、中小企業が利用しやすく、使って得られる効果の大きい税制措置等をQ&A形式で分かりやすく解説したものです。

平成19年度版では、昨年の“48問48答”から2問追加して“50問50答”にボリュームを増やし、同年度税制改正で手当てされた「中小同族会社に対する留保金課税の撤廃」や「減価償却制度の抜本的見直し」はもちろん、「中小企業投資促進税制と中小企業等基盤強化税制」、「人材投資促進税制」、「試験研究税制」などの優遇税制のポイントと活用法を掲載しました。

さらに、中小企業経営者の悩みの種である事業承継をスムーズに進めるために役立つ「事業承継に関する税制」が設けており、ここでは今年になって明らかにされた種類株式の評価方法をはじめ、土地等を相続した場合の優遇措置や相続税の計算方法などが盛り込まれています。

なお、冊子は送料自己負担で取り寄せることも可能ですが、同庁ホームページからもダウンロードすることができます。

同冊子のダウンロードは

<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/faq50/index.htm>

### 平成19年分路線価図の公開

平成19年分の路線価及び評価倍率については8月1日に全国の国税局、税務署で公開し、また、同日に国税庁ホームページに掲載します。

なお、全国分の路線価図等（平成19年分）の冊子は、各国税局の窓口を設置するほか、東京国税局管内では以下の税務署にも設置する予定です。

千葉東署、市川署、成田署、神田署、京橋署、芝署、品川署、新宿署、東京上野署、目黒署、世田谷署、渋谷署、豊島署、足立署、葛飾署、八王子署、立川署、武蔵野署、横浜中署、横浜南署、神奈川署、川崎北署、藤沢署、甲府署以上。

～～浜平税理士事務所 移転のお知らせ～～  
**先月もお知らせいたしましたが、当事務所は8月12日に移転いたします。**

**住所**  
**〒103-0012**  
**東京都中央区日本橋堀留町1-2-16**  
**瀧田ビル5階**

**TEL 03-6410-6600**  
**FAX 03-6410-6666**

**今後ともよろしく願い申し上げます。**

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                      |                |
|--------------------------------------|----------------|
| 1. 7月分源泉所得税の納付                       | 納付期限.....8月10日 |
| 2. 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税)  | 申告期限.....8月31日 |
| 3. 12月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....8月31日 |
| 4. 9月・12月・3月決算法人の消費税中間申告             | 申告期限.....8月31日 |

浜平税理士事務所 発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
 灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

# News

編集 税理士 浜平 純一  
 取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

## リース取引と消費税

平成19年度の法人税、所得税関係法令の改正で、所有権移転外リース取引は、平成20年4月1日以降契約を締結するものから売買取引とされたため、借り手側ではリース取引の開始時にリース料総額に対して消費税の仕入額控除を受けることになります。

一方、法人税では、借手がリース取引について賃貸処理を行った場合、償却費として損金経理を行った額に含めると規定し、事実上リースの賃貸処理が認められています。

売買処理と賃借処理の場合の簡単な仕訳の例を示します。

前提(税抜き処理)	
月額リース料	税込み105
リース期間	36ヶ月
課税期間	1年
※仮払消費税の全額が還付されると仮定	

### 処理方法1: 売買処理

借手側で、リース取引を売買取引として経理処理を行う場合には、リース取引の開始時点でリース資産の計上を行います。

#### 【リース取引開始時】

(リース資産) 3,600 / (リース債務) 3,780  
 (仮払消費税) 180

#### 【期末時】

(還付消費税) 180 / (仮払消費税) 180

### 処理方法2: 賃借処理

前述の通り、法人税の規定では、賃借人が賃借料として損金経理を行った金額は、事実上賃借処理となっています。

しかし、消費税の取扱いにおいては、そのリース物件の引渡し時(取引開始時)にリース資産の譲渡が行われたものとするため、経理上では消費税の取扱いにおいてズレが生じることになります。

この点について、取扱いの上も特段の定めがないことから、法人側で何らかの工夫をする必要があります。その一例を紹介します。

#### 【リース取引開始時】

仕訳なし

#### 【リース料支払時(1年分)】

(支払リース料) 1,200 / (現金) 1,260  
 (仮払消費税) 60

#### 【1年目期末時】

(還付消費税) 180 / (仮払消費税) 60  
 (雑収入) 120

#### 【2年目以降期末時】

(雑損失) 60 / (仮払消費税) 60

この一連の処理により、取引開始日の属する課税期間の雑収入120が、2年目、3年目において雑損失として処理されるため、リース期間通算での損益はゼロとなります。

かねて御案内申し上げましたとおり8月13日(月)より、新事務所での執務を開始いたしました。  
 お近くにお越しの際は、是非お立ち寄りください。

☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                |
|-------------------------------------|----------------|
| 1. 8月分源泉所得税の納付                      | 納付期限.....9月10日 |
| 2. 7月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月1日 |
| 3. 1月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....10月1日 |
| 4. 10月・1月・4月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....10月1日 |



# 浜平税理士事務所

発行 東京都中央区日本橋堀留町1丁目2番16号  
灌田ビル5階

Tel 03-6410-6600 Fax 03-6410-6666

URL <http://www.hamahira.com>

## News

編集 税理士 浜平 純一  
取材 溝口・片桐・谷井・弾野原

### 年末調整の用意はお早めに！

早いもので、今年も後2ヶ月となりました。既に税務署から年末調整の資料が届いていることと思われます。昨年から変更になった部分がありますので、今回は変更点を紹介していきます。

#### 定率減税の廃止

平成11年分以後の所得税に対して実施されていた定率減税については、平成18年分の所得税について2分の1に縮減されるとともに同年分をもって廃止され、平成19年分以後の所得税については適用がありません。

#### 所得税の税率改正

国税から地方税への税金の移し替え(いわゆる税源移譲)が行われたことなどを踏まえ、平成19年分の所得税から税率構造が5%~40%の6段階となっています。

課税給与所得	税率	控除額
195万円以下	5%	0円
330万円以下	10%	97,500円
695万円以下	20%	427,500円
900万円以下	23%	636,000円
1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

※課税給与所得金額(千円未満切捨)

#### 損害保険料控除の改制

平成18年度の税制改正により、損害保険料控除が改制され、居住者等の有する居住用家屋、生活用動産を保険または共済の目的とし、かつ、地震等損害によりこれらの資産について生じた損失の額を填補する保険金または共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料または掛金(以下、「地震保険料」という)を支払った場合には、その年中に支払った地震保険料の金額の合計額(最大5万円)を「地震保険料控除」としてその居住者のその年分の総所得金額等から控除することとされました。

経過措置として、平成18年12月31日までに締結した「長期損害保険契約等」については、平成19年以後の各年において従前の損害保険料控除と同様の金額の控除(最大1万5千円)が適用されます。

上記の両方を適用する場合には、控除額はあわせて最高5万円となっています。

#### 相続・贈与時と譲渡時とで異なる路線価の扱い

相続時精算課税制度の活用などを中心とした事業承継対策を積極的に考える中小企業経営者が増えています。具体的には、オーナー経営者が後継者である子どもに自社株式を移転する方法が一般的ですが、その際に注意したいのは、自社株の時価算定時における土地評価での路線価の扱いです。

自社株の時価を算定する場合に、その法人の純資産価額を求める際の土地評価において、路線価の扱いは、相続時精算課税制度を活用した贈与の場合と相当の対価を得て譲渡した場合とでは異なってきます。路線価をそのまま使えるのは、贈与时になります。税務上、土地評価という路線価が使えらると思いがちですが、路線価はあくまでも相続や贈与時の土地等の課税評価額の基準となるものです。

つまり、相当の対価を得て譲渡した場合には、自社株の時価を算定する際の土地評価において、路線価をそのまま用いることはできません。譲渡の場合は、路線価が時価の80%であることから、0.8で割り戻して正規の時価を算定することが原則となります。

譲渡によって自社株を後継者に移転する場合、通常は親族間取引となるので、税務当局は正しい時価が使われているかどうかを重点的にチェックしてくると思われます。その際、自社株の時価を算定するときの土地評価において基準となるのは、路線価を0.8で割り戻した価額ということになります。

### ☆☆☆ 今月の税務メモ ☆☆☆

- |                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| 1. 10月分源泉所得税の納付                     | 納付期限.....11月12日 |
| 2. 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 3. 3月決算法人の中間申告(法人税・消費税・法人事業税・法人住民税) | 申告期限.....11月30日 |
| 4. 12月・3月・6月決算法人の消費税中間申告            | 申告期限.....11月30日 |

